

# PF | 手法による刑事施設の運営事業の在り方に関する有識者会議提言 概要

## 第1 はじめに

### 対象施設

美祢社会復帰促進センター 及び 島根あさひ社会復帰促進センター

### 検討の経緯

20年の事業期間の折り返し時期を迎えているため、事業期間前半の実施状況の評価、事業期間後半の施設運営、事業承継に当たり検討が必要な事項について、外部有識者による検討を行ったもの。

### 評価事項

両センターの設置目的、官民協働による施設運営から期待される効果などを評価事項とした。

- ①刑務所の過剰収容状態の軽減 ②地域との共生 ③官製市場の開放による経済効果等  
④民間のノウハウの活用による「人材の再生」 ⑤民間事業者による業務の実施状況 ⑥その他

## 第2 事業期間前半の実施状況の評価

### ①刑務所の過剰収容状態の解消

過剰収容の状況下において、一定の役割を果たした。現在、被収容者は減少傾向にある中、社会復帰促進センターの収容人員も低迷しており、その対策についての検討を行う必要がある。

### ②地域との共生

地域の人材を活用した指導、センター行事への地域住民の参加などにより、「地域との共生」が実現している。その他、当初想定していなかった取組も行われている。

### ③官製市場の開放による経済効果等

地元雇用、地元調達、従事職員の支出による経済効果のほか、地方税収増により、地域経済に一定の影響がある。特に雇用面で地域に与える影響があるため、事業承継の検討は、早い時期から行う必要がある。

### ④民間のノウハウによる「人材の再生」

職業訓練の受講機会、資格・免許の取得機会が拡大した。島根あさひ社会復帰促進センターの盲導犬パピー育成プログラムを代表とする多様な改善指導プログラムが導入されている。

### ⑤民間事業者による業務の実施状況

モニタリング（事業契約に基づく業務の履行確認）では、施設運営に支障が生じるような問題はなかった。ただし、形式的になっていたり、モニタリング実施計画が実情と合っていない場合は、見直し等が必要である。

### ⑥その他

一般市民に刑事施設の運営が可視化されることにより、国の職員に、責任ある行動をしようとする意識が生まれるなど、国の職員の意識改革にもつながっているものと考えられる。

## 評価まとめ

これまでに、刑事施設の運営に支障が生じるような事故は発生しておらず、また、「地域との共生」などの運営理念が実現しており、事業全体を見れば、おおむね順調に施設運営が行われ、期待した効果が得られている。ただし、収容人員の減少への対策が求められるほか、実務上の課題・問題点も浮かび上がった。

## 実務上の課題・問題点

- ・ 民間独自の警備システムが導入されており、一般刑事施設より、オペレーションが複雑である。
- ・ 一般刑事施設で経験する業務を民間委託しているため、国職員のスキルアップに課題がある。
- ・ 規律秩序の維持に必要な制限の程度について、官民職員の考え方に相違がある場合がある。

- ・ 事業者に、新たな取組を実施するインセンティブが働きづらい。
- ・ 医療の確保には、地元医療関係者の理解が必要
- ・ 委託費の支払い方法については、次期事業の制度設計の際に検討を要する。
- ・ 事業期間終了が近付くにつれて、民間職員の確保が困難になってくる。

## 第3 事業期間後半の施設運営について

### ①刑事施設全体の収容人員の減少を踏まえた収容確保策

全国的な刑事施設の収容人員の減少に伴い、両センターの収容も低迷している（美祢の男子を除く。）。今後、収容人員の確保やセンターの活用方法について、検討が必要となる。

- ⇒ 一般社会と同様に、高齢化が進んでいる状況を踏まえ、収容対象となる年齢の上限を引き上げることなども検討すべき。  
ただし、民間事業者のリスク増についての懸念を払拭やインセンティブ付与等についても、検討が必要である。

平成27年末

	収容人員	収容定員	収容率
美祢(男)	377	500	75.4%
美祢(女)	360	800	45.0%
島根あさひ	1,360	2,000	68.0%

※島根あさひは、浜田拘置支所を含む。

### ②再犯防止に対する社会の要請への対応

- 職業訓練：社会の労働需要に即し、出所後の就労により役立つものとするため、科目等の見直しも必要。  
改善指導：長期にわたる事業期間の間に、陳腐化・一般化することも考えられる。内容の見直しや充実が求められる。  
その他：美祢社会復帰促進センターにおいては、外部通動作業等の実現を期待したい。

### ③モニタリング制度

モニタリング制度が形式化していたり、基準が実情と合っていないければ、見直しを検討すべき。

### ④民間事業者へのインセンティブ

- 社会情勢等の変化を踏まえた業務の見直し等の必要性については、官民間に意見の相違はないが、業務の見直しを行おうとしても、民間事業者にインセンティブが働きづらい。  
⇒ 業務のスクラップ・アンド・ビルドによる合理化・効率化や、官民間で予算執行の目的を共有し、不用不急の支出を減らすことにより、前向きな取組の実現を期待したい。  
⇒ 再入率の情報を共有したり、前向きな提案を受け付けることで、民間職員の動機付けにつながる。

### ⑤まとめ

開設当初は、先進的な取組を行う刑事施設であったとしても、取り巻く状況の変化に應える努力を怠れば、今後、存在意義が問われかねない。残りの事業期間においても、我が国で最も先進的な取組を行う刑事施設といえるよう、関係者の努力に期待したい。

## 第4 事業承継について

我が国には、刑事施設の運営のような大規模なPFI事業の事業承継の先行事例が存在せず、また、両センターの動向は、地域経済にも影響を与えることから、可能な限り早い時期から検討が必要となる。

### 検討開始時期

事業スキームの検討、入札手続、業務引継ぎ等に要する期間を十分に確保する必要がある。

### 事業スキーム

#### 【公権力行使に係る業務の委託根拠】

公共サービス改革法

#### 【委託業務の範囲】

民間事業者のノウハウを最大限発揮できる仕様であるなどの事情を勘案して検討

#### 【委託の枠組み】

包括的に委託するか、業務ごとに委託するか要検討

#### 【収容対象】

犯罪傾向の進んでいない者（A指標）が適当  
ただし、年齢等の要件は見直し

#### 【事業期間】

公共サービス改革法による事業は、最長10年

#### 【委託費の支払い方法等】

一部実績払いの導入も要検討

収容動向に、フレキシブルに対応可能な契約とする。

#### 【医療体制】

誘致の経緯に鑑み、引き続き、自治体に管理委託することが適当

#### 【国のニーズへの対応】

新たな取組の速やかな実施など、国のニーズを反映できる仕組みも必要

#### 【その他】

事業期間が残り5年となった喜連川・播磨社会復帰促進センターは、速やかに、事業承継の検討が必要